

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光交流推進室 (株式会社飯野町 振興公社)	
報告書ページ	50 ページ 1	区 分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>定款の改定</p> <p>当社の定款は平成 6 年 9 月の会社設立時のものが改定されておらず、会社法の改正に対応していない。この結果、以下の点が会社法と不整合になっていることから、早急に定款を改定すべきである。</p> <p>(a) 額面株式発行に係る記載があるが、現行法では額面株式の概念がないため削除すべき</p> <p>(b) 取締役及び監査役の任期が現行法と異なる（取締役 2 年、監査役 3 年とされている）</p>				
講じた措置の内容	<p>御指摘の懸案事項については、既に、第 26 回定時株主総会において採決されており、法務局への登記の準備を進めるために司法書士に依頼しておりました。</p> <p>指摘事項 (a) (b) の 2 点とも、第 26 回定時株主総会（令和元年 6 月 26 日開催）における定款の改定に関する議決を経て、令和 2 年 1 2 月 2 8 日付で登記事務が完了いたしました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光交流推進室 (株式会社飯野町 振興公社)	
報告書ページ	50 ページ 2	区 分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>法人役員変更の未登記</p> <p>法人の登記簿謄本を確認したところ、平成 25 年 8 月 1 日以後、役員変更登記が行われていない。その間、取締役が 1 回、監査役が 2 回、改選されているが、いずれも登記変更が行われていない。往査日現在（平成 30 年 9 月 13 日）においても、現任の取締役 1 名、監査役 1 名が役員として登記されていないため、早急に登記を行うべきである。</p>				
講じた措置の内容	<p>御指摘の懸案事項については、既に、第 26 回定時株主総会において採決されており、法務局への登記の準備を進めるために司法書士に依頼しておりました。</p> <p>指摘事項について、令和 2 年 12 月 28 日付で登記事務が完了いたしました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光交流推進室 (株式会社飯野町 振興公社)	
報告書ページ	51ページ 5	区 分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>決算の官報公告</p> <p>定款の第4条で会社の公告は官報に掲載するものとしているが、質問の結果、決算公告は行っていないとのことであった。決算公告は中小企業では実施していない例も多いが、会社法により定時株主総会の終了後遅滞なく実施することが要求されているものであり、定款に定めた方法に基づいて、官報に公告すべきである(会社法444条第1項)。なお、公告の内容は貸借対照表の要旨で足りる(会社法444条第2項)。</p>				
講じた措置の内容	<p>指摘事項について、第26回定時株主総会(令和元年6月16日付開催)において決算公告を官報により行う旨の定款変更が採決されており、法務局への登記の準備を進めるために司法書士に依頼しておりました。</p> <p>定款変更について、令和2年12月28日付で登記が完了したため、次年度の予算において官報に公告するための費用を計上したうえで、官報に公告いたします。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (株式会社福島テクノサービス)	
報告書ページ	63ページ 1(1)	区分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>取締役会の開催頻度</p> <p>取締役会が開催されるのは、通常は毎年1回、6月初旬の1回のみであり、代表取締役の選任が必要な年はこれに加えて6月下旬にもう1度開催している。しかし、会社法では3カ月に1回以上の頻度で取締役は職務執行報告を行うこととされており、法令に準拠した取締役会運営がなされていない(会社法第363条第2項)。</p>				
講じた措置の内容	<p>今年度は、令和3年6月3日に取締役会を開催しております。今後は、会社法に準拠した取締役会を開催してまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (株式会社福島テクノサービス)
報告書ページ	63ページ	1(2)	区分	意見
意見の内容	<p>監査役への業務執行監査権限の付与</p> <p>当社は監査役を設置しているが、非公開会社(株式の譲渡制限の定めがある会社)であることから、会社法第911条第3項に基づき、定款の定めにより監査役の監査の範囲を会計監査に限定する旨が登記されている。このため、監査役は取締役会に出席していない。</p> <p>しかし、当社は福島市が発行済株式数の25.0%を保有する市の外郭団体であり、ガバナンスの観点から現行の体制には疑問がある。監査役に取締役の業務執行を監視させるために権限を付与することが望ましい。</p>			
検討内容	<p>監査役の権限については、当社は非公開会社であるため、会社法に基づき当社定款39条の規定により、監査役の監査範囲を会計に関するものに限定されており、適正に対応しております。</p> <p>なお、監査役も取締役会に出席しております。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	政策調整部	情報政策課 (株式会社福島テクノサービス)
報告書ページ	64ページ 2	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>配当金の基準設定</p> <p>当社は平成22年度以前には資本金の5%の配当を実施していたが、平成23年度の決算時に20周年記念ということで、資本金の10%の2,000,000円の配当を実施したとのことである。以後、毎年同額、資本金の10%の配当を継続しているが、配当方針を明文化した規程等はないとのことである。</p> <p>直近5年間の税引後利益合計21,660千円に対する配当性向は46.2%となる。近年の低金利を踏まえると、非上場会社が10%配当を維持すべきかと言う点を含めて、配当方針について改めて検討し、規程化することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>当社の経営状況を踏まえ、令和2年度分の配当は無しとしました。今後の配当方針としては、近年の低金利を踏まえ10%の配当は見直し、社会経済情勢、当社の経営状況等を的確に判断した上で、取締役会において適正な配当について決定していくものとします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	商工観光部	観光交流推進室
報告書ページ	136 ページ 7 (2)		区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>補助事業等実績報告書等の提出期日</p> <p>要綱第 5 条によると、補助金の交付を受けた団体は、事業が完了したときは、福島市補助金等の交付等に関する規則第 14 条の規定により定められた書類を市長に提出し、事業の実績を報告することとされており、この規定に基づいて補助事業等実績報告書が平成 30 年 3 月 31 日付で提出されており、添付書類として決算書一式（収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）が一緒にファイルされている。</p> <p>しかし、3 月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>「福島市観光関係団体事業補助金の交付等に関する要綱」について、令和 3 年 4 月 1 日付で下記のとおり改定し、当該補助団体に対して運用を周知いたしました。</p> <p><変更> (実績報告)</p> <p>第 5 条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は完了の日の属する年度の翌年度の 4 月 30 日までのいずれか早い日までに、市長に実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、事業の完了の日の属する年度の 3 月 31 日までに実績報告書の提出が困難な場合には、前項の規定による実績報告書の提出に加え、同日までに完了届を市長に提出するものとする。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。